

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第四百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第四百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百</p>

八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。)及び令第十五条の四に規定する使用人(第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第一号及び第二号を除き、以下「重要な使用人」という。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

〔ロ・ハ 略〕

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
個人であるときは、次に掲げる書類

〔イ・ハ 略〕

ニ 登録申請者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二

八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。)及び令第十五条の四に規定する使用人(第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第一号を除き、以下「重要な使用人」という。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

〔ロ・ハ 同上〕

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

三 〔同上〕

〔イ・ハ 同上〕

ニ 登録申請者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二

号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

〔四〇八 略〕

(心身の故障により金融商品取引業に係る業務を適正に行うことができない者)

第十三条の二 法第二十九条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により金融商品取引業に係る業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者)

第十四条の二 法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)及びホ(3)イ(これらの規定を法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

〔四〇八 同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一・二 略〕

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

(6) 当該金融商品取引業者が法人であるときは、法第二十九条の四第一項第二号（イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

(7) 当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条

第二十条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

〔加える。〕

〔加える。〕

の四第一項第三号（同項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

〔四〇九 略〕

〔二・三 略〕

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（二に係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなつた場合

二 役員又は重要な使用人が次のいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

イ 精神の機能の障害を有する状態となり金融商品取引業に係る業務の継続が著しく困難となつた者

ロ 法第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

〔三〇十 略〕

十一 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者にあつては、次に掲げる場合

〔イ・ロ 略〕

ハ 主要株主が次のいずれかに該当することとなつた事実を知つ

〔四〇九 同上〕

〔二・三 同上〕

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条 〔同上〕

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）又は第四号（二に係る部分を除く。）に該当することとなつた場合

二 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔三〇十 同上〕

十一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)若しくは(2)又

た場合（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が法第二十九條の四第一項第五号への確認が行われていない者に該当することとなつた事実を知つた場合）

(1) 精神の機能の障害を有する状態となり株主の権利の行使が著しく困難となつた者（当該状態となり株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が精神の機能の障害を有する状態となり株主の権利の行使が著しく困難となつた者又は法第二十九條の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

(2) 法第二十九條の四第一項第五号ニ(2)に該当する者

(3) 法第二十九條の四第一項第五号ホ(1)又は(2)に該当する者

(4) 法人を代表する役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

(i) 精神の機能の障害を有する状態となり株主の権利の行使が著しく困難となつた者

(ii) 法第二十九條の四第一項第五号ホ(3)ロに該当する者

〔二〇チ 略〕

〔十二〇十五 略〕

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 法第五十條第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

はホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号への確認が行われていない者に該当することとなつた事実を知つた場合）

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔二〇チ 同上〕

〔十二〇十五 同上〕

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 〔同上〕

事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならぬ。

「二〇七 略」

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 金融商品取引業者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 当該者が第九十九条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

「(3)〜(7) 略」

「二〇八 略」

九 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 第九十九条第二号イ又はロに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が第九十九条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

「二〇七 同上」

八 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 「同上」

(2) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

「(3)〜(7) 同上」

「二〇八 同上」

九 「同上」

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

「ハ」ト 略

「十」十九 略

二十 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)に該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

(3) 当該主要株主又は代理人(第九十九条第十一号ハ(1)に規定する代理人をいう。(4)から(7)まで、次条第十六号イ並びに第二百八条の三十一第一項第十一号イ及び第二項第八号イにおいて同じ。)が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消さ

「ハ」ト 同上

「十」十九 同上

二十 「同上」

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 「同上」

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判若しくは保佐開始の審判又はこれらに類似する外国の法令上の手続を受けた年月日

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理

れ、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

〔(1)～(4) 略〕

(5) 当該主要株主が第百九十九条第十一号ハ(4)に該当することとなった場合にあつては、同号ハ(4)(i)又は(ii)に該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称

人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

〔(1)～(4) 同上〕

(5) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなった場合にあつては、同項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった法人を代表する役員の氏

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が第百九十九条第十一号ハ(イ)に該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

〔7〕(11) 略〕

ハ 〔略〕

〔二十一～二十七 略〕

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一～六 略〕

七 第百九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔削る。〕

名又は名称

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔7〕(11) 同上〕

ハ 〔同上〕

〔二十一～二十七 同上〕

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 〔同上〕

〔一～六 同上〕

七 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

(11) 当該金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若

(1) (3) 〔略〕

ニ 〔略〕

八 第九十九條第二号（ロに係る部分に限る。）に該当する場合次に掲げる書類

〔号の細分を削る。〕

イ (ハ) 〔略〕

〔九 (五) 略〕

十六 第九十九條第十一号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が第九十九條第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

〔削る。〕

(1) 当該主要株主又は代理人が法第二十九條の四第一項第二号

ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2) (4) 〔同上〕

ニ 〔同上〕

八 第九十九條第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ (ニ) 〔同上〕

〔九 (五) 同上〕

十六 〔同上〕

イ 主要株主が法第二十九條の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九條の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九條の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は

(2) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は代理人が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠となった外国の法令及びその訳文

(4) 当該主要株主又は代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)(ii)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

〔(1)～(3) 略〕
〔削る。〕

破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠となった外国の法令及びその訳文

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

〔(1)～(3) 同上〕
(4) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(4)・(5) 「略」

「十七〜十九 略」

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

「一〜四 略」

五 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

六 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七 「略」

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 「略」

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

(5)・(6) 「同上」

「十七〜十九 同上」

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 「同上」

「一〜四 同上」

五 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

六 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七 「同上」

(変更の届出)

第二百八条の二十二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

〔イ・ロ 略〕

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

〔(1)～(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第五十七条の二十第一項第一号（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

三 〔略〕

（合併等の届出）

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

〔一～三 略〕

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 第九十九条第二号イ又はロに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ 当該役員が第九十九条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

三 〔同上〕

（合併等の届出）

第二百八条の三十一 〔同上〕

〔一～三 同上〕

四 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

「ハクト 略」

〔五〕十 略〕

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

(1) 「略」

(2) 当該主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)に該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

(3) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

「ハクト 同上」

〔五〕十 同上〕

十一 「同上」

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

(1) 「同上」

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判若しくは保佐開始の審判又はこれらに類似する外国の法令上の手続を受けた年月日

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知つた場合 次に掲げる事項

〔(1)～(4) 略〕

(5) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(4)に該当することとなった場合にあつては、同号ハ(4)(i)又は(ii)に該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称

日及び理由

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知つた場合 次に掲げる事項

〔(1)～(4) 同上〕

(5) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなった場合にあつては、同項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった法人を代表する役員の氏名又は名称

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が第百九十九条第十一号ハ(イ)に該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

〔(7)～(11) 略〕

〔十二～十八 略〕

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一～三 略〕

四 次条第二号(第百九十九条第二号ロに係る部分に限る。)に該当する場合 次に掲げる書類

〔号の細分を削る。〕

イ 略

〔五～七 略〕

八 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

〔削る。〕

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔(7)～(11) 同上〕

〔十二～十八 同上〕

2 〔同上〕

〔一～三 同上〕

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ 同上

〔五～七 同上〕

八 〔同上〕

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保

(1) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は代理人が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠となった外国の法令

(4) 当該主要株主又は代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)(ii)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

佐開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠となった外国の法令

(5) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類

〔1〕～〔3〕 略

〔削る。〕

〔4〕・〔5〕 略

〔九・十 略〕

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二 法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 略

二 役員が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

〔三～八 略〕

九 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔十～十二 略〕

（許可申請書の添付書類）

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で

〔1〕～〔3〕 同上

〔4〕 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

〔5〕・〔6〕 同上

〔九・十 同上〕

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二 同上

一 同上

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔三～八 同上〕

九 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔十～十二 同上〕

（許可申請書の添付書類）

第二百二十一条 同上

定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〇七 略〕

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面
〔十・十一 略〕

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

〔一〇七 同上〕

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面
〔十・十一 同上〕

（許可申請書記載事項の変更の届出）

第二百二十二条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(3) 同上

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

- (5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- (6) 法第六十条の三第一項第一号又(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

〔四〇六 略〕

七 法第六十条の二第一項第九号に掲げる事項に変更があつた場合に掲げる書類

イ 「略」

ロ 新たに国内における代表者となつた者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

(6) 法第六十条の三第一項第一号又(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
〔加える。〕

〔四〇六 同上〕

七 〔同上〕

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面
〔加える。〕

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 〔同上〕

「一〇六 略」

七 役員等が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった
事実を知った場合

「八〇十二 略」

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引
所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載
した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め
る書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇十 略」

「号を削る。」

「一〇十五」 [略]

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 第六十条の十四第二項において準用する法第
六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に
掲げる書類とする。

「一〇七 略」

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官

「一〇六 同上」

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいづれ
かに該当することとなった事実を知った場合

「八〇十二 同上」

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 「同上」

「一〇十 同上」

「一〇十一」 前条第七号に該当する場合(役員等が法第二十九条の四第一
項第二号イに該当することとなった場合に限る。) 後見開始の
決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定
若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

「一〇十六」 [同上]

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 「同上」

「一〇七 同上」

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない

公署の証明書又はこれに代わる書面

九 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面
〔十～十四 略〕

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

九 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面
〔十～十四 同上〕

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三
第一項第一号又(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部
分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

〔四〇六 略〕

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第
一項第九号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署
の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのい
れにも該当しない者であることを当該国内における代表者が
誓約する書面

(6) 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三
第一項第一号又(法第二十九条の四第一項第二号イに係る部
分に限る。)に該当しないことを誓約する書面

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 法第六十条の十四第二項において準用する法第
六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる
場合とする。

〔一〇六 略〕

〔加える。〕

〔四〇六 同上〕

七 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の
官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからりまでのい
れにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約す
る書面

〔加える。〕

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 役員等が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった
事実を知った場合

〔八〇十一 略〕

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇十 略〕

〔号を削る。〕

十一〇十五 〔略〕

(適格機関投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百三十八条の二 法第六十三条第三項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、第三号又は第四号に掲げる書類は、同条第二項の規定による届出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔八〇十一 同上〕

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 〔同上〕

〔一〇十 同上〕

十一 前条第七号に該当する場合(役員等が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。) 後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

十二〇十六 〔同上〕

(適格機関投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百三十八条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〜ハ 略〕

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等（法第六十三条第七項第一号ハに規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

二 個人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

ニ 届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

〔三・四 略〕

2 〔略〕

（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百三十九条 〔略〕

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等（法第六十三条第七項第一号ハに規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

二 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

〔三・四 同上〕

2 〔同上〕

（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百三十九条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 略〕

三 法第六十三條第二項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九條の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九條の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいづれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

(6) 当該特例業務届出者が法人であるときは、法第六十三條第七項第一号ロ（法第二十九條の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

(7) 当該特例業務届出者が個人であるときは、法第六十三條第七項第二号ロ（法第二十九條の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四 〔略〕

〔3・4 略〕

（特例業務届出者の地位の承継の届出）

第二百四十一條 〔略〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九條の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九條の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいづれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

〔加える。〕

〔加える。〕

四 〔同上〕

〔3・4 同上〕

（特例業務届出者の地位の承継の届出）

第二百四十一條 〔同上〕

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ニ 略〕

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいづれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

二 承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ニ 略〕

ホ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいづれにも該当しない者であることを当該承継した者及び重要な使用人が誓約する書面

〔三・四 略〕

3 〔略〕

(特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

2 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいづれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

二 〔同上〕

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいづれにも該当しない者であることを当該承継した者及び重要な使用人が誓約する書面

〔三・四 同上〕

3 〔同上〕

(特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第二百四十一条の二 法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

二 役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合

〔三〕七 略

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〕二 略

三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

〔イ〕ロ 略

ハ 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 〔略〕

第二百四十一条の二 〔同上〕

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ又は第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

二 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

〔三〕七 同上

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 〔同上〕

〔一〕二 同上

三 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

ハ 法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 〔同上〕

(2) 当該者が第百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

〔3〕(7) 略

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

〔ハ〕ト 略

〔五〕九 略

2 〔略〕

(特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第二百四十二条の二 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二百四十一条の二第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

〔イ〕ロ 略

ハ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号(同項第二

(2) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔3〕(7) 同上

四 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔ハ〕ト 同上

〔五〕九 同上

2 〔同上〕

(特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第二百四十二条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

ハ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号に該当する

号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる書類

「削る。」

(1) (3) 「略」

二 第二百四十一条の二第二号(第百九十九条第二号ロに係る部分に限る。)に該当する場合 次に掲げる書類

「号の細分を削る。」

イ(ハ) 「略」

「三・四 略」

2 「略」

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 「略」

2 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

こととなつた場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2) (4) 「同上」

二 第二百四十一条の二第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなつた場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ(ニ) 「同上」

「三・四 同上」

2 「同上」

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 「同上」

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 法第六十四条の四第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 該当することとなった年月日及び理由

二 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

三 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

四 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

五 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

六 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げ

一 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 「同上」

ロ 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

二 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

四 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

五 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

六 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げ

る事項

〔イ・ロ 略〕

七 法第六十四条の四第四号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

3 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔号を削る。〕

一 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

二 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

三 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又

る事項

〔イ・ロ 同上〕

七 法第六十四条の四第三号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

3 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。） 後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

二 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホの規定に該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又

4|| は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文
法第六十四条の四第二号に規定する内閣府令で定める場合は、精神の機能の障害を有する状態となり外務員の職務の継続が著しく困難となった場合とする。

(外務員が退職する際の届出)

第二百五十三条 法第六十四条の四第四号の規定により届出を行おうとする金融商品取引業者等は、当該外務員に法第六十四条の五第一項第二号に該当する事実がある場合には、当該届出の前に法第五十条第一項の規定に基づき、当該事実の詳細を記載した書面を管轄財務局長等に届け出なければならない。

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

【イ〜ハ 略】

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
二 個人であるときは、次に掲げる書類

【イ〜ハ 略】

は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文
「項を加える。」

(外務員が退職する際の届出)

第二百五十三条 法第六十四条の四第三号の規定により届出を行おうとする金融商品取引業者等は、当該外務員に法第六十四条の五第一項第二号に該当する事実がある場合には、当該届出の前に法第五十条第一項の規定に基づき、当該事実の詳細を記載した書面を管轄財務局長等に届け出なければならない。

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 【同上】

一 【同上】

【イ〜ハ 同上】

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
二 【同上】

【イ〜ハ 同上】

ニ 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の
証明書又はこれに代わる書面
〔三・四 略〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

〔(1)～(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十六条の四第二号ロ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

ニ 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
〔三・四 同上〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

〔四・五 略〕

〔2・3 略〕

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 〔略〕

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 該当することとなった年月日及び理由

二 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三

〔四・五 同上〕

〔2・3 同上〕

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 〔同上〕

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ 〔同上〕

ロ 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

二 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二

号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

六 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

七 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第四号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

3 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔号を削る。〕

号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

六 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

七 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

3 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。） 後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決

一 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

二 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

四 第二百五十二条第四項の規定は、法第六十六条の二十五において法第六十四条の四第二号の規定を準用する場合について準用する。

（登録申請書の添付書類）

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 「略」
- 二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを

定の内容を記載した書面

二 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合に限る。） 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合に限る。） 取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

「項を加える。」

（登録申請書の添付書類）

第三百条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 「同上」

問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

〔イ〜ハ 略〕

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六條の三十第一項第三号イのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔三〜九 略〕

〔2〜4 略〕

（心身の故障により信用格付業に係る業務を適正に行うことができない者）

第三百二條の二 法第六十六條の三十第一項第三号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信用格付業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百四條 法第六十六條の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔三〜九 同上〕

〔2〜4 同上〕

〔条を加える。〕

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百四條 〔同上〕

届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 〔略〕

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

〔(1)～(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の三十第一項第三号イのいずれにも該当しない者であることとを当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十六条の三十第一項第三号（イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

〔三～六 略〕

（登録申請書の添付書類）

第三百二十九条 法第六十六条の五十一第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

〔三～六 同上〕

（登録申請書の添付書類）

第三百二十九条 〔同上〕

一 「略」

二 法人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の五十三第五号イ(1)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ヘ 「略」

三 個人であるときは、次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

ニ 登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 「略」

〔四・五 略〕

2 「略」

(心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行うことができない者)

第三百三十二条の二 法第六十六条の五十三第五号イ(1)に規定する内

閣府令で定める者は、精神の機能の障害により高速取引行為に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

一 「同上」

二 「同上」

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ヘ 「同上」

三 「同上」

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 「同上」

〔四・五 同上〕

2 「同上」

「条を加える。」

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百三十四条 法第六十六条の五十四第一項の規定により届出を行う高速取引行為者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一・二 略〕

三 法第六十六条の五十一第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

〔1〕(3) 略〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の五十三第五号イ(1)のいずれにも該当しない者であること
を当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十六条の五十三第五号イ(1)に係る部分に限る。
に該当しないことを誓約する書面

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百三十四条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上〕

(4) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも
該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

〔加える。〕

四 「略」

〔2〕5 略〕

(開始等の届出を行う場合)

第三百四十一条 法第六十六条の六十第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)若しくはハ若しくは第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ(同条第五号イ(1)に係る部分を除く。)若しくはロ若しくは第七号又は次号イに該当することとなつた場合
- 二 役員が次のいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

- イ 精神の機能の障害を有する状態となり高速取引行為に係る業務の継続が著しく困難となつた者

- ロ 法第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

〔三〕八 略〕

(届出書に記載すべき事項)

第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければなら

四 「同上」

〔2〕5 同上〕

(開始等の届出を行う場合)

第三百四十一条 「同上」

- 一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)若しくはハ又は第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ若しくはロ若しくは第七号に該当することとなつた場合
- 二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

- イ 精神の機能の障害を有する状態となり高速取引行為に係る業務の継続が著しく困難となつた者

- ロ 法第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

〔三〕八 同上〕

〔三〕八 同上〕

(届出書に記載すべき事項)

第三百四十二条 「同上」

ない。

〔一〇三 略〕

四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

〔イ〇二 略〕

ホ 高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ(同条第五号イ(1)に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 〔略〕

(2) 当該者が前条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

〔三〇七 略〕

〔ハ〇ト 略〕

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 前条第二号イ又はロに該当することとなった役員^イの氏名又は名称

ロ 当該役員が前条第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

〔ハ〇ト 略〕

〔六〇十一 略〕

2

〔略〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 〔同上〕

(2) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔三〇七 同上〕

〔ハ〇ト 同上〕

五 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった役員^イの氏名又は名称

ロ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

〔ハ〇ト 同上〕

〔六〇十一 同上〕

2

〔同上〕

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、前条第一項の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

【一・二 略】

三 第三百四十一条第一号に該当する場合 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる書類

【イ〜ハ 略】

ニ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イ(同条第五号イ(1)に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

【削る。】

①③ 【略】

ホ 【略】

四 第三百四十一条第二号(ロに係る部分に限る。)に該当する場合

合 次に掲げる書類

【号の細分を削る。】

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 【同上】

【一・二 同上】

三 【同上】

【イ〜ハ 同上】

ニ 高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

① 当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

②④ 【同上】

ホ 【同上】

四 第三百四十一条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあつては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>2 イ ハ 「五〇七 略」 「略」 「略」</p>
	<p>2 ロ ニ 「五〇七 同上」 「同上」 「同上」</p> <p>の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面</p>